

## ④ 老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

### ◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家であること
- 木造または鉄筋コンクリート造またはコンクリートブロック造であること
- 抵当権、賃借権などが設定されていないこと(土地を含む)
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害をおよぼす恐れのある住宅であること

### ◆申請者 次の①～③のいずれかに該当する方で高知県税などの滞納がないこと。

- ① 登記簿上の所有者
- ② ①の方の相続人代表者
- ③ ①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

※③の委任による申請をお考えの方は、事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

### ◆対象工事 次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ① 建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること。
- ② 住宅すべてを除去する除去工事であること。  
(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・トイレを備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。)
- ③ ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること。  
(ブロック塀の除去工事は対象外)

### ◆補助金額 除去工事費の10分の8(上限130万円)を補助します。※上限額を変更しました。

### ◆受付期限 5月31日(金)まで(受付状況によっては、再度募集する場合があります。)

### ◆結果通知 6月28日(金)までに審査の結果(交付、不交付)を通知します。

### ◆注意事項

- 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

### ○お問い合わせ

本庁 まちづくり課 住宅係 ☎43-2115 佐賀支所 建設課 土木係 ☎55-3700



## ⑤ けんみん健康まつり2024

### ～幡多を元気に!みんなのけんみん病院～

- ◆日時 6月2日(日) 午前10時～午後3時
- ◆場所 幡多けんみん病院(宿毛市山奈町芳奈3-1)
- ◆内容 健康パスポート事業、健康体験と体験ブース、地震体験(起震車)、プラスバンド演奏(宿毛市立東中学校)、各種飲食・物販など  
ふれあい医療公開講座(午後1時～)  
演題1: 病気のことについて家族で話し合う大切さ  
(家族支援専門看護師 野町 磨意)  
演題2: 転倒予防について(仮)  
(理学療法士 公文 亮太)

### ○お問い合わせ

幡多けんみん病院経営事業課 ☎66-2222

## ⑥ 保健福祉センターの使用について

保健福祉センターは、町内在住の方で、保健または福祉の向上を目的とする団体および個人への無料貸出を行っています。使用できる場所は、大ホールと健康づくり推進室です。

4月1日より、役場本庁にて鍵の貸し出しを行うようになりました。保健衛生係または宿直で貸し出しおよび返却を行います。夜間・休日に使用した場合も、使用後は速やかに役場宿直までご返却ください。

### ○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836